

## 令和 8 年度からの PFOS 及び PFOA 検査体制について

令和 7 年 6 月 30 日の「水質基準に関する省令」等の一部改正により、令和 8 年 4 月から有機フッ素化合物である「PFOS 及び PFOA」が、これまでの「水質管理目標設定項目」から「水質基準項目」に引き上げられ、おおむね 3 か月に 1 回以上の定期検査が義務づけられました。

当広域連合企業団では、水道水の安全に万全を期すため、令和 8 年度以降の「PFOS 及び PFOA」については、用水供給事業・4 市域水道事業ともに、その検査箇所及び頻度を増やし水質管理を強化します。

その計画の変更点は下記の通りです。

### 【用水供給事業】

|                     | 令和 7 年度 |           | 検査地点 | 検査頻度      | 令和 8 年度 |
|---------------------|---------|-----------|------|-----------|---------|
|                     | 検査地点    | 検査頻度      |      |           |         |
| 河川 * <sup>1</sup>   | —       | —         | 3    | 毎月        |         |
| 浄水場原水               | 1       | 3 か月に 1 回 | 1    | 毎月        |         |
| 浄水場浄水               | 2       | 3 か月に 1 回 | 2    | 毎月        |         |
| 給水地点 * <sup>2</sup> | 1       | 3 か月に 1 回 | 11   | 3 か月に 1 回 |         |

\* 1 河川は「椿橋」、「西賀和橋」、「亀山ダム」の 3 地点で毎月検査します。

\* 2 浄水場から最も遠距離にある上飯野配水池前のみの検査であったものを、給水地点 11 地点全てで検査します。

### 【水道事業】

|                       | 令和 7 年度 |       | 検査地点 | 検査頻度      | 令和 8 年度 |
|-----------------------|---------|-------|------|-----------|---------|
|                       | 検査地点    | 検査頻度  |      |           |         |
| 原水（井戸）                | 62      | 年 1 回 | 62   | 3 か月に 1 回 |         |
| 浄水（蛇口） * <sup>3</sup> | 3       | 年 1 回 | 44   | 3 か月に 1 回 |         |

\* 3 千葉県水道水質管理計画の地下水監視地点に加えて、各配水区域の水道水（各市の公民館、駅、公園などの蛇口）を検査します。